（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号ホ中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第三項」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、同項第二号ロ中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十九条第一項中「附則第百二十条の規定による改正後の」を削り、「附則第五条の二第六項」の下に「及び第七項」を加える。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第三十四条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号を次のように改める。

十五　独立行政法人労働者健康安全機構

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の項の次に次のように加える。

三十三の二　独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四条第一項の項を次のように改める。

確定拠出年金法第五十四条第一項	確定給付企業年金	確定給付企業年金、存続厚生年金基金

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏

競馬法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十八号

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第一条に見出しとして「（競馬の施行）」を付し、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第一章中同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条　この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

（海外競馬の競走の指定）

第三条の二　農林水産大臣は、海外競馬（海外において実施される競馬であつて、我が国と同等の水準にあると認められる競馬の監督に関する制度により公正を確保するための措置が講ぜられているものをいう。以下同じ。）の競走のうち、日本中央競馬会が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができる。

2　前項の規定による指定は、第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

第六条第一項中「日本中央競馬会は」の下に「、その開催する競馬の競走及び第三条の二第一項の規定により指定された海外競馬の競走について」を加え、同条に次の二項を加える。

4　日本中央競馬会は、第一項の規定により海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

5　農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、前項の認可をするものとする。

第十三条第一項中「競走」の下に「（日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）」を加える。

第二十条の次に次の一条を加える。

（海外競馬の競走の指定）

第二十条の二　農林水産大臣は、海外競馬の競走のうち、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができる。

2　前項の規定による指定は、第二十二条において準用する第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

第二十二条中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第十三条」を「第六条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第二十条の二第一項」と、第十三条第一項中「、日本中央競馬会」とあるのは「、地方競馬全国協会」と、「（日本中央競馬会」とあるのは「（都道府県又は指定市町村」と、同条第二項」に改める。

第二十三条第一項第一号中「一回」を「売得金の額（一回の競馬」に、「が別表」を「又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。）が同表」に、「その」を「当該」に改め、同項第二号中「一回の開催による勝馬投票券の」を削り、「その額」を「当該売得金の額」に改め、同条第二項中「開催」の下に「又は同項第一号に規定する期間」を加える。

第二十三条の二第一項中「に規定する」を「の農林水産省令で定める」に改める。

第二十三条の六第一項中「の開催をしなくなる」を「を行わなくなる」に改め、同条第五項中「の開催をしよう」を「を行おう」に改める。